

制では対応が困難な事例の発生時において、当該地域の専門家の活動に対する技術的支援・助言・研修などの実施、他地域からの専門家応援の調整、活動状況の評価、PTSD等に関する正しい知識の普及・啓発等、機動的で適切な体制を確保するための、組織・人材活用等のあり方について、厚生労働科学研究事業の活用等により、引き続き検討する。

④睡眠障害への対応

<現状>

- ・ 睡眠に何らかの問題を持つ人は、成人の約20%とされる。

<方向>

- ・ 健康日本21で掲げられている「2010年までに睡眠によって休養が十分にとれていない人の割合（1996年23.1%）、及び眠りを助けるために睡眠補助品やアルコールを使うことのある人の割合（14.1%）を1割以上減少」という目標に向けた取組を推進する。
- ・ 睡眠に問題を持つ人のうち、特に治療を要する者に対する適切な相談体制の確保を進める。

<具体的な対応等>

- ・ 睡眠に問題を持つ人のうち治療を要する者が適切に治療に至るように、厚生労働科学研究事業の成果を活用し、地域精神保健医療従事者用マニュアル等の作成及び普及を行い、保健指導の充実を図る。

⑤思春期の心の健康

<現状>

- ・ 「社会的ひきこもり」、「キレる子」、「被虐待による心的外傷」、「不登校」、「家庭内暴力」など、思春期児童等の心の健康問題が、社会的問題と関連して注目されている。

<方向>

- ・ 児童思春期の心の健康問題に係る専門家の確保、地域における児童思春期精神保健・医療・福祉等に関わる相談体制の充実を図る。

<具体的な対応等>

- ・ 思春期の心の健康問題に対応できる専門家を確保するため、医師、看護職員、精神保健福祉士、臨床心理技術者等を対象とする思春期精神保健対策研修を引き続き行うとともに、研修修了者の名簿を関連する行政機関に配布し、活用する。また、精神保健福祉センター、保健所、児童相談所、学校、医療機関等でこれらの専門家を活用すること等により、各施設において思春期の心の健康問題に対する相談への対応の充実を図る。
- ・ 精神保健福祉センター、保健所、児童相談所、市町村、警察、学校等、思春

期の心の健康問題に関連するさまざまな機関の効果的な連携を推進するため、平成 15 年度をめぐりに「思春期精神保健ケースマネジメントモデル事業」の結果を基にした事例集を作成し、各地域に配布し活用を図る。

- ・ 厚生労働科学研究事業の成果を基に、平成 14 年度中に、「社会的ひきこもり」の人を抱える家族に対するパンフレットを作成するとともに、平成 15 年度の初めには、地域精神保健分野における対応の指針として、10 代・20 代を中心とした「社会的ひきこもり」をめぐる地域精神保健活動のガイドライン（最終版）を普及する。

6) 精神保健医療福祉施策の評価と計画的推進

<現状>

- ・ 精神科病院の状況については、厚生労働省精神保健福祉課と国立精神・神経センター精神保健研究所の協力により、毎年調査を実施し、その結果を公表している。
- ・ 地域の有病率については、厚生労働科学研究事業（「こころの健康に関する疫学調査の実施方法に関する研究」）において、WHO の推進する国際的な精神・行動障害の疫学共同研究プログラム（WMH）に準拠した疫学調査の実施について検討中である。
- ・ 地域や国の精神保健医療福祉の水準を継続的に評価する手法（指標）は未開発である。
- ・ 精神保健医療福祉施策の推進のため、必要な研究への補助を行っており（厚生労働科学研究事業）、平成 14 年度には、「こころの健康科学研究事業」を新設した。

<方向>

- ・ 客観的指標に基づき、現状や施策の推進状況を評価する。
- ・ 施策の策定及び推進の過程を公開する。

<具体的な対応等>

- ・ 厚生労働省において、ここに掲げた各種施策の進捗状況を定期的に取りまとめ、本分会に報告することとし、本分会は必要に応じて施策の見直しを検討する。当面、平成 14 年度に実施中の、「精神障害者社会復帰サービスニーズ調査」がまとまりしだい、報告を受けることとする。
- ・ WHO の推進する国際的な精神・行動障害の疫学共同研究プログラム（WMH）に準拠した疫学調査を、厚生労働科学研究事業において検討中であり、これを引き続き推進する。
- ・ 厚生労働科学研究事業の活用等により、地域や国全体でみた精神保健医療福祉の水準を評価する手法（指標）の開発を推進する。
- ・ 既存の統計資料については、都道府県・指定都市別の比較可能な形で提供を

進める。

- ・ 引き続き、厚生労働科学研究事業（こころの健康科学研究事業等）により、精神保健医療福祉施策に資する研究を推進する。
- ・ 都道府県・市町村における精神保健医療福祉施策についても、客観的な指標を活用した計画的な推進や、支援ニーズをもった当事者を企画・立案の場へ参画させる等の方法による、当事者の意見の十分な反映について必要な助言等を行う。

参考資料 1

- 制度面では、法改正等により次の対応が行われてきた。
 - ・ 精神障害者地域生活援助事業（グループホーム）の法定化、精神障害者社会復帰促進センターの設置（平成5年精神保健法改正）
 - ・ 障害者基本法の施策対象である障害者の範囲に、精神障害者を明確に位置付け（平成5年 障害者基本法）
 - ・ 法律の名称変更（「精神保健法」を「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に改正）、地域精神保健福祉施策の充実、精神障害者保健福祉手帳制度、精神障害者福祉ホーム等の法定化（平成7年改正）
 - ・ 障害者基本計画（平成5年）及び障害者プランの策定（平成7年）
 - ・ 精神保健福祉士法の制定（平成9年）
 - ・ 精神医療審査会の機能強化、精神保健福祉センターの機能拡充、精神障害者地域生活支援センターの創設、在宅福祉事業に居宅介護等事業（ホームヘルプ）と短期入所事業（ショートステイ）の追加、福祉サービスの利用に関する相談・助言等を市町村中心とする仕組みに変更（平成11年精神保健福祉法改正）

- 患者数、施設数等の状況は次の通りである。
 - ・ 精神障害により医療を受けている者の数は、長期的に増加傾向にあり、平成11年に204万人（患者調査をもとに、厚生労働省障害保健福祉部において精神障害者の状況を総患者数推計の手法で推計。）
 - ・ 精神病床入院患者のうち、約7万2千人が「受入れ条件が整えば退院可能」とされている（平成11年、厚生省・患者調査）。
 - ・ この7万2千人の内訳は、次のように推計される（平成11年患者調査をもとに、厚生労働省障害保健福祉部において算出したもの）
 - ・ 症状性を含む器質性精神障害を有する者 約8千人
 - ・ その他の精神疾患を有する若年者（概ね55歳未満）で、比較的短期の入院のもの（概ね5年未満） 約1万9千人
 - ・ その他の精神疾患を有する若年者（概ね55歳未満）で、比較的長期の入院のもの（概ね5年以上） 約1万1千人
 - ・ その他の精神疾患を有する高年齢者（概ね55歳以上）約3万4千人

- ・ 精神保健福祉手帳被交付者は、1級53,250人、2級127,847人、3級38,057人、計219,154人（平成13年度末現在）。
- ・ 精神病床数は、平成5年をピークに漸減し、平成13年10月に357,385床（厚生労働省・医療施設調査）。
- ・ 精神科標榜診療所数は増加しており、平成11年に3,682ヶ所。
- ・ 精神科を標榜する医師数（重複計上した者を含む。）は12,363人、医療施設に従事する医師数に占める割合は5.1%で徐々に増加している（平成12年、厚生省医師・歯科医師・薬剤師調査）。
- ・ 精神科病院に勤務する看護職員（常勤）は、平成12年6月30日現在、看護師51,249名、准看護師50,062名で、平成10年（看護師49,976人、准看護師48,924人）に比して増加している（精神保健福祉課調べ）。
- ・ 精神保健福祉士は、平成9年に資格制度が創設されて以来、順調に増加し、資格取得者は11,825名となった（平成14年4月末現在、精神保健福祉課調べ）。

○障害者プラン関係

- ・ 社会復帰施設は、障害者プランによって大幅に増加し、平成14年度（見込み）で、生活訓練施設5,440人分（目標値に対する達成率91%）、福祉ホーム2,860人分（同95%）、授産施設5,980人分（同66%）、福祉工場480人分（同27%）、地域生活支援センター397ヶ所（同61%）。
- ・ 居宅生活支援事業についても、障害者プランによって大幅に増加し、平成14年度（見込み）で、ショートステイ施設218人分（同145%）、グループホーム5,225人分（同103%）。
- ・ 平成14年5月に都道府県等を通じて調査したところ、事業開始済み又は平成14年度中に実施予定の市町村数は、全市町村数3,242のうち、居宅介護等事業（ホームヘルプ）2,286(70.5%)、短期入所事業（ショートステイ）1,459(45.0%)、地域生活援助事業（グループホーム）1,373(42.4%)。
- ・ 公営住宅を活用したグループホームは、全国で44戸（平成13年度）である。

参考資料 2

社会保障審議会障害者部会精神障害分会委員名簿

(敬称略、五十音順)

(平成14年10月3日)

氏 名	役 職
有 田 佳 秀	有田佳秀法律事務所所長
池 原 毅 和	(財) 全国精神障害者家族会連合会常務理事
猪 俣 好 正	(社) 全国自治体病院協議会精神科特別部会部会長
岡 谷 恵 子	(社) 日本看護協会専務理事
恩 田 隆 嗣	鶴岡市健康福祉部長
北 川 定 謙	埼玉県立大学学長
京 極 高 宣	日本社会事業大学学長
齋 藤 慶 子	戸田病院臨床心理士
新 保 祐 元	(福) 全国精神障害者社会復帰施設協会副会長
末 安 民 生	(社) 日本精神科看護技術協会常任理事
関 宏 之	大阪市職業リハビリテーションセンター所長
高 橋 清 久	国立精神・神経センター総長
津久江 一 郎	(社) 日本精神科病院協会副会長
西 島 英 利	(社) 日本医師会常任理事
広 田 和 子	精神医療サバイバー
宮 村 統 雄	滋賀県健康福祉部長

参考資料 3

社会保障審議会（障害者部会精神障害分会）の検討経緯

- 第1回 平成14年1月28日
精神保健、医療、福祉の現状と検討課題について
- 第2回 平成14年2月25日
精神保健、医療、福祉施策の課題について（検討項目の整理）
- 第3回 平成14年3月28日
精神保健、医療、福祉施策の課題について（在宅福祉サービスと社会復帰施設のあり方を中心に検討）
- 第4回 平成14年5月10日
精神保健、医療、福祉施策の課題について（委員の意見発表）
- 第5回 平成14年6月7日
精神保健、医療、福祉施策の課題について（委員の意見発表）
関係団体の意見聴取（日本精神保健福祉士協会、日本作業療法士協会）
- 第6回 平成14年7月10日
精神保健、医療、福祉施策の課題について（精神医療の情報提供、こころの健康対策を中心に検討）
- 第7回 平成14年8月23日
報告書骨子案について
- 第8回 平成14年9月20日
報告書骨子案について
- 第9回 平成14年10月8日
報告書骨子案について
関係団体の意見聴取（日本精神科診療所協会）
- 第10回 平成14年11月1日
報告書案について
- 第11回 平成14年12月9日
報告書案について

参考資料 4

- ① 障害者プランの進捗状況
- ② 都道府県・政令指定都市別 社会復帰施設等整備状況
- ③ 精神障害者居宅生活支援事業の実施状況
- ④ 精神病床数、病床利用率及び平均在院日数
- ⑤ 精神病院在院患者の状況
- ⑥ 入院患者の状況調査
(日本精神科病院協会マスタープラン調査)

① 障害者プランの進捗状況

		プラン 策定時	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度 (概数)	14年度 (見込)	目標値	達成状況
生活訓練施設	(人分)	当年度	920	493	506	510	410	535	406	6,000	91%
		累計	1,660	2,580	3,073	3,579	4,089	4,499	5,034		
ショートステイ施設	(人分)	当年度	39	9	12	49	27	39	11	150	145%
		累計	32	71	80	92	141	168	207		
福祉ホーム	(人分)	当年度	70	151	31	98	253	244	1,213	3,000	95%
		累計	800	870	1,021	1,052	1,150	1,403	1,647		
授産施設	(人分)	当年度	980	582	633	563	307	750	435	9,000	66%
		累計	1,730	2,710	3,292	3,925	4,488	4,795	5,545		
福祉工場	(人分)	当年度	230	0	0	19	60	70	71	1,770	27%
		累計	30	260	260	260	279	339	409		
地域生活支援センター	(か所)	当年度	30	23	48	87	27	74	108	650	61%
		累計	-	30	53	101	188	215	289		
グループホーム	(人分)	当年度	902	578	665	572	600	617	81	5,060	103%
		累計	1,210	2,112	2,690	3,355	3,927	4,527	5,144		

資料：障害保健福祉部調査

(注)：福祉ホームには11年度から福祉ホームBが一部含まれている

② 都道府県・政令指定都市別 社会復帰施設等整備状況

都道府県名	生活訓練施設	施設数	ショートステイ	福祉ホーム		授産施設		福祉工場	地域生活支援センター	グループホーム	合計
				A型	B型	通所	入所				
北海道	6	5	1	1	1	10	0	0	7	14	44
青森県	8	2	3	3	1	4	2	1	14	10	45
岩手県	4	3	1	1	1	6	0	0	5	19	39
宮城県	1	1	0	0	0	2	0	0	1	17	22
秋田県	5	4	4	4	1	1	0	0	3	13	31
山形県	2	0	0	0	0	1	0	0	2	22	27
福島県	3	2	2	2	0	3	0	0	2	24	36
茨城県	5	4	1	1	1	4	1	0	6	18	40
栃木県	8	8	8	8	1	2	2	0	8	23	60
群馬県	6	5	2	3	3	3	0	0	5	24	48
埼玉県	12	3	2	2	1	6	0	1	16	35	76
千葉県	5	3	3	3	0	3	0	0	8	14	36
東京都	9	6	7	7	0	21	0	0	22	83	148
神奈川県	4	0	2	2	1	1	0	0	4	27	39
新潟県	10	2	6	3	3	15	1	0	9	29	75
富山県	2	2	1	2	2	7	1	1	6	23	45
石川県	3	0	4	2	2	2	1	1	6	23	42
福井県	0	0	1	0	0	5	0	0	5	7	18
山梨県	2	1	0	0	0	3	0	0	2	14	22
長野県	8	8	3	0	0	8	1	0	4	22	54
岐阜県	6	2	2	2	0	1	0	1	8	5	25
静岡県	5	5	2	2	1	7	0	0	9	10	39
愛知県	5	4	1	0	0	4	0	0	6	15	35
三重県	4	3	2	3	3	6	0	0	5	7	30
滋賀県	2	1	1	0	0	4	0	0	4	13	25
京都府	1	1	0	1	2	0	0	0	2	5	12
大阪府	12	8	4	1	4	4	1	1	12	63	105
兵庫県	6	5	6	0	0	2	0	0	3	16	38
奈良県	2	2	0	0	0	1	0	0	2	3	10
和歌山県	2	1	0	0	0	2	0	1	3	8	17
鳥取県	2	2	1	1	1	1	0	0	3	6	16
島根県	3	3	5	0	4	1	2	2	8	12	38
岡山県	3	1	6	1	2	2	2	0	7	20	42
広島県	6	4	3	3	3	7	0	1	10	8	42
山口県	7	4	4	2	3	3	1	1	5	14	39
徳島県	7	3	0	0	0	0	0	0	3	6	19
香川県	5	5	1	0	2	2	0	0	5	4	22
愛媛県	4	1	1	1	1	0	0	0	5	15	27
高知県	2	2	0	1	1	1	0	0	3	7	16
福岡県	9	0	3	2	6	4	0	0	6	21	51
佐賀県	1	0	1	0	1	0	0	1	0	8	12
長崎県	6	3	4	1	7	1	0	0	5	14	41
熊本県	3	0	2	2	5	0	1	0	6	14	33
大分県	6	3	3	0	5	0	1	4	4	13	35
宮崎県	3	2	2	0	2	1	0	0	2	8	20
鹿児島県	5	3	7	0	5	1	1	10	17	49	
沖縄県	7	0	4	0	1	6	0	0	5	11	34
札幌市	2	2	1	0	3	0	0	1	1	9	18
仙台市	1	1	0	0	3	0	0	2	12	19	19
千代田市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
横濱市	2	1	0	0	2	0	0	0	3	28	36
川崎市	1	0	0	0	0	0	0	0	0	13	14
名古屋市	2	2	0	1	2	0	0	1	5	13	13
京都市	0	0	2	0	2	0	0	2	7	13	13
大阪市	1	1	1	0	2	0	0	4	11	20	20
神戸市	1	1	0	0	1	0	0	3	9	15	15
広島市	2	2	0	1	1	0	0	3	2	11	11
北九州市	0	0	4	0	3	0	0	1	8	16	16
福岡市	2	0	0	0	0	0	0	0	6	8	8
計	241	135	124	40	211	26	15	296	915	2,003	(77所)

資料：障害保健福祉部企画課調査(平成14年3月31日現在)
 (注)：各都道府県・指定都市に依頼し、提出のあった数値を累計したもの
 政令指定都市は別掲

③ 精神障害者居宅生活支援事業の実施状況

都道府県名	市町村数(A)	14年4月中に開始			14年5月から15年3月までに実施			計 (B)			実施率(B/A) %		
		ホームヘルプ	ショートステイ	グループホーム	ホームヘルプ	ショートステイ	グループホーム	ホームヘルプ	ショートステイ	グループホーム	ホームヘルプ	ショートステイ	グループホーム
北海道	212	43	10	9	37	18	3	80	28	12	37.7	13.2	5.7
青森県	67	42	21	9	21	26	26	63	47	35	94.0	70.1	52.2
岩手県	58	44	40	31	14	18	26	58	58	57	100	100.0	98.3
宮城県	70	27	13	9	35	16	4	62	29	13	88.6	41.4	18.6
秋田県	69	40	38	27	24	20	13	64	58	40	92.8	84.1	58.0
山形県	44	12		10	15			27	0	10	61.4	0.0	22.7
福島県	90	22	8	9	40	32	32	62	40	41	68.9	44.4	45.6
茨城県	84	5	2	16	63	54	19	68	56	35	81.0	66.7	41.7
栃木県	49	12	3	3	37	46	46	49	49	49	100.0	100.0	100.0
群馬県	70	22	15	20	33	33	26	55	48	46	78.6	68.6	65.7
埼玉県	90			19	90	90	71	90	90	90	100.0	100.0	100.0
千葉県	79	49	22	13	27	49	58	76	71	71	96.2	89.9	89.9
東京都	62	14		41	16		2	30	0	43	48.4	0.0	69.4
神奈川県	35	21	5	31	1			22	5	31	62.9	14.3	88.6
新潟県	111	59	20	26	14	5	26	73	25	52	65.8	22.5	46.8
富山県	35	8	7	5	27	28	30	35	35	35	100.0	100.0	100.0
石川県	41	10		6	31		6	41	0	12	100.0	0.0	29.3
福井県	35	11		6	16			27	0	6	77.1	0.0	17.1
山梨県	64												
長野県	120	46	23	9	39	26		85	49	9	70.8	40.8	7.5
岐阜県	99	26	16	14	21	13	9	47	29	23	47.5	29.3	23.2
静岡県	74	29	26	25	36	32	11	65	58	36	87.8	78.4	48.6
愛知県	87	32	22	31	50	45	23	82	67	54	94.3	77.0	62.1
三重県	69	48	34	8		1		48	35	8	69.6	50.7	11.6
滋賀県	50	50	50	21			29	50	50	50	100.0	100.0	100.0
京都府	43	6	20	9	37	23	34	43	43	43	100.0	100.0	100.0
大阪府	43	14	7	17	29			43	7	17	100.0	16.3	39.5
兵庫県	87	57	24	24	30	28	10	87	52	34	100.0	59.8	39.1
奈良県	47	21	17	13	17	20	19	38	37	32	80.9	78.7	68.1
和歌山県	50	25	17	15	25	27	30	50	44	45	100.0	88.0	90.0
鳥取県	39	7		3				7	0	3	17.9	0.0	7.7
島根県	59	27	3	12	32	56	47	59	59	59	100.0	100.0	100.0
岡山県	78	35	3	1	20	7	7	55	10	8	70.5	12.8	10.3
広島県	85	10	10	12	51	23	12	61	33	24	71.8	38.8	28.2
山口県	56	20	14	14	20	27	18	40	41	32	71.4	73.2	57.1
徳島県	50	16	12	6	12	7	5	28	19	11	56.0	38.0	22.0
香川県	39	24	12	8	15	21	12	39	33	20	100.0	84.6	51.3
愛媛県	70	16	8	10	39	8	5	55	16	15	78.6	22.9	21.4
高知県	53	14	2	4	21	12	3	35	14	7	66.0	26.4	13.2
福岡県	95	15	3	13	29	10	23	44	13	36	46.3	13.7	37.9
佐賀県	49	15	1	5	7	5	1	22	6	6	44.9	12.2	12.2
長崎県	79	34	13	9	14	20	9	48	33	18	60.8	41.8	22.8
熊本県	94	17	6	6	33	16	7	50	22	13	53.2	23.4	13.8
大分県	58	6	4	29	30	7	16	36	11	45	62.1	19.0	77.6
宮崎県	44	8	3	5	23	10	4	31	13	9	70.5	29.5	20.5
鹿児島県	96	11	3	8	23	12	7	34	15	15	35.4	15.6	15.6
沖縄県	52	2		11	8			10	0	11	19.2	0.0	21.2
札幌市	1	1	1	1				1	1	1			
仙台市	1	1	1	1				1	1	1			
千葉市	1	1	1	1				1	1	1			
横浜市	1	1	1	1				1	1	1			
川崎市	1	1	1	1				1	1	1			
名古屋市	1		1	1	1			1	1	1			
京都市	1	1	1	1				1	1	1			
大阪市	1	1	1	1				1	1	1			
神戸市	1	1	1	1				1	1	1			
広島市	1			1	1	1		1	1	1			
北九州市	1	1		1				1	0	1			
福岡市	1	1		1		1		1	1	1			
	3242	1082	566	644	1204	893	729	2286	1459	1373	70.5	45.0	42.4

資料：精神保健福祉課調査(平成14年5月10日現在)

④ 精神病床数、病床利用率及び平均在院日数

都道府県

		精神病床数	(人口10万対)	病床利用率(%)	平均在院日数(日)
全	国	357 385	(280.8)	93.2	373.9
北	海	21 911	(385.8)	93.3	347.7
青	森	4 695	(318.5)	89.9	324.6
岩	手	4 890	(346.1)	94.3	421.9
宮	城	5 368	(226.4)	93.0	348.3
秋	田	4 520	(381.8)	94.6	368.5
山	形	3 386	(272.8)	96.2	277.3
福	島	8 391	(394.9)	90.9	439.3
茨	城	7 896	(263.9)	90.7	522.5
栃	木	5 534	(275.3)	90.4	459.0
群	馬	5 429	(267.3)	94.6	383.5
埼	玉	12 671	(181.6)	95.1	395.3
千	葉	13 207	(221.3)	92.4	372.9
東	京	25 644	(211.3)	91.0	262.4
神	奈	14 336	(167.3)	90.5	314.8
新	潟	7 308	(295.5)	95.9	363.8
富	山	3 626	(323.5)	96.4	402.7
石	川	3 969	(335.8)	96.0	385.7
福	井	2 409	(290.2)	92.1	299.5
山	梨	2 607	(292.9)	91.7	411.2
長	野	5 555	(249.9)	90.7	270.4
岐	阜	4 391	(208.0)	94.2	377.3
静	岡	7 221	(191.0)	90.1	357.7
愛	知	14 018	(197.8)	94.0	417.1
三	重	5 196	(279.2)	95.4	371.8
滋	賀	2 402	(177.5)	90.5	337.1
京	都	6 841	(258.5)	90.9	415.2
大	阪	20 502	(232.5)	92.7	332.0
兵	庫	11 980	(215.0)	95.5	454.3
奈	良	2 979	(206.6)	87.6	419.4
和	歌	2 679	(251.3)	91.2	494.2
鳥	取	1 846	(301.1)	94.2	361.4
島	根	2 659	(349.4)	94.2	276.8
岡	山	6 153	(315.1)	88.9	294.2
広	島	9 618	(334.1)	95.1	359.4
山	口	6 311	(414.1)	96.8	457.3
徳	島	4 435	(539.5)	92.3	659.9
香	川	4 128	(403.9)	92.2	425.0
愛	媛	5 088	(341.2)	91.8	415.8
高	知	4 186	(514.9)	86.5	327.3
福	岡	21 998	(437.2)	95.1	401.6
佐	賀	4 495	(513.1)	94.9	456.5
長	崎	8 475	(560.1)	93.7	483.9
熊	本	9 039	(486.0)	95.4	405.9
大	分	5 384	(441.0)	97.8	479.0
宮	崎	6 268	(536.2)	93.0	454.6
鹿	児	10 111	(567.1)	96.0	603.4
沖	縄	5 630	(423.6)	96.4	356.9

政令指定都市(再掲)

		精神病床数	(人口10万対)	病床利用率(%)	平均在院日数(日)
札	幌	7 464	(407.0)	95.4	352.5
仙	台	1 777	(175.2)	88.8	284.9
千	葉	1 688	(188.4)	85.6	284.1
横	浜	5 476	(158.2)	89.7	317.2
川	崎	1 581	(124.8)	86.5	240.4
名	古	4 932	(226.6)	92.9	427.9
京	都	3 970	(270.4)	90.6	460.6
大	阪	289	(11.1)	77.5	77.2
神	戸	3 753	(249.7)	92.9	377.5
広	島	3 065	(271.2)	93.2	272.1
北	九	4 221	(418.3)	92.2	362.5
福	岡	4 095	(302.4)	96.4	327.5

資料： 精神病床数：厚生労働省「医療施設調査(平成13年10月1日)」
 病床利用率、平均在院日数：厚生労働省「病院報告(平成13年)」

⑤ 精神病院在院患者の状況

都道府県名	措置入院患者数										医療保護入院患者数									
	1ヶ月未満	～3ヶ月未	～6ヶ月未	～1年未満	～5年未満	～10年未	～20年未	20年以上	合計	1ヶ月未満	～3ヶ月未	～6ヶ月未	～1年未満	～5年未満	～10年未	～20年未	20年以上	合計		
北海道	10	7	3	7	11	5	8	36	87	197	252	186	214	498	377	434	449	2,607		
青森県	5	2	1	3	8	1	0	4	24	83	115	84	76	200	131	104	99	892		
岩手県	4	4	3	2	10	9	13	8	53	80	109	75	62	218	111	157	136	948		
宮城県	1	2	2	2	2	0	2	3	14	65	96	71	69	200	99	78	90	768		
秋田県	3	3	1	2	3	1	3	11	27	94	135	104	122	276	135	163	172	1,201		
山形県	2	2	1	2	4	2	2	2	17	87	103	67	85	171	82	91	108	794		
福島県	3	6	7	4	9	6	4	24	63	157	163	125	153	412	255	298	489	2,052		
茨城県	10	16	5	11	14	5	7	7	75	129	172	118	147	378	186	223	296	1,649		
栃木県	23	26	9	10	12	4	3	16	103	113	160	118	150	433	286	331	381	1,972		
群馬県	2	4	4	1	6	6	18	32	73	115	156	103	126	401	283	357	504	2,045		
埼玉県	29	29	17	17	45	7	23	59	226	252	488	358	369	1,031	536	656	795	4,485		
千葉県	7	13	4	4	11	3	3	0	45	281	371	319	336	937	458	510	446	3,658		
東京都	104	77	29	7	21	10	2	1	251	696	1,091	679	597	1,612	689	701	706	6,771		
神奈川県	22	22	7	1	7	1	1	1	62	234	336	304	289	823	361	336	277	2,960		
新潟県	2	9	0	2	6	1	4	6	30	231	354	246	314	932	419	449	592	3,537		
富山県	2	1	1	3	6	3	9	6	31	123	227	96	136	410	173	186	231	1,582		
石川県	3	3	1	0	8	4	1	1	21	111	163	114	137	353	156	184	245	1,463		
福井県	1	0	1	1	0	0	3	13	19	61	80	50	45	109	63	43	48	499		
山梨県	0	2	2	2	3	1	0	6	16	91	58	70	70	153	82	106	174	804		
長野県	6	6	5	11	18	5	5	18	74	86	106	73	73	239	126	138	312	1,153		
岐阜県	2	1	6	5	10	3	11	55	93	93	109	111	98	254	140	182	231	1,218		
静岡県	5	5	1	2	10	2	7	13	45	162	229	204	150	399	221	312	382	2,059		
愛知県	4	9	3	11	30	11	5	17	90	153	214	174	203	579	371	452	406	2,552		
三重県	4	2	3	1	4	4	7	25	50	62	104	87	105	284	156	140	180	1,118		
滋賀県	3	1	4	5	15	5	3	25	61	64	109	69	64	178	77	101	100	762		
京都府	3	2	1	1	2	1	0	0	10	42	79	55	48	165	71	93	120	673		
大阪府	26	19	14	10	8	4	1	1	83	433	658	507	563	1,730	749	904	785	6,329		
兵庫県	3	6	2	0	9	8	21	32	81	160	234	166	130	594	392	501	551	2,728		
奈良県	2	1	1	1	5	0	2	0	12	99	115	126	196	402	221	178	249	1,586		
和歌山県	4	4	1	1	0	1	3	15	29	51	70	45	60	170	117	235	327	1,075		
鳥取県	2	3	4	3	5	2	1	1	21	14	79	43	47	115	69	77	62	506		
島根県	3	7	2	1	2	1	1	2	19	61	105	85	99	239	89	64	118	860		
岡山県	3	3	5	1	4	1	2	7	26	124	161	139	160	413	197	211	227	1,632		
広島県	8	12	5	10	14	4	5	8	66	150	231	157	172	585	261	243	305	2,104		
山口県	2	5	4	2	8	2	7	45	75	119	206	196	219	754	375	403	564	2,836		
徳島県	1	1	0	2	9	7	3	16	39	35	46	44	57	247	157	218	310	1,114		
香川県	0	1	0	1	0	0	1	2	5	48	90	53	43	144	82	93	97	650		
愛媛県	3	6	4	3	12	7	8	35	78	97	156	123	112	357	237	318	360	1,760		
高知県	2	7	2	3	3	3	2	2	24	77	103	76	85	255	135	145	153	1,029		
福岡県	9	10	7	10	30	16	14	53	149	258	360	332	366	1,086	464	518	432	3,816		
佐賀県	3	6	10	1	17	9	5	36	87	75	154	123	137	265	132	163	148	1,197		
長崎県	2	5	3	3	10	9	6	17	55	63	116	141	167	423	223	239	338	1,710		
熊本県	5	12	2	6	13	10	2	20	70	197	267	206	268	766	423	513	719	3,359		
大分県	0	5	4	3	17	10	8	43	90	0	197	123	126	375	241	321	396	1,779		
宮崎県	1	2	2	2	1	0	3	2	13	71	68	59	87	340	156	210	290	1,281		
鹿児島県	8	10	8	5	25	16	26	55	153	123	243	251	228	806	428	564	647	3,290		
沖縄県	4	11	2	3	8	3	7	1	39	129	146	129	124	367	141	174	107	1,317		
札幌市	1	7	6	4	11	7	7	16	59	182	200	193	207	642	343	343	342	2,452		
仙台市	0	0	0	2	0	0	0	0	2	48	69	65	76	123	47	40	37	505		
千葉市	8	7	1	1	5	0	0	0	22	83	103	41	62	148	107	80	133	757		
横浜市	16	17	0	1	5	4	0	0	43	151	258	202	231	712	255	259	242	2,310		
川崎市	6	1	1	0	4	1	1	0	14	31	25	28	24	81	46	74	51	360		
名古屋市	2	3	8	2	17	6	6	16	60	97	126	85	108	374	236	310	354	1,690		
京都市	5	1	0	2	2	1	1	0	12	62	144	64	106	272	173	81	66	968		
大阪市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	16	6	3	2	0	0	0	29		
神戸市	2	4	2	0	8	6	5	3	30	103	131	98	128	292	182	214	174	1,322		
広島市	9	13	3	9	13	9	5	7	68	73	86	60	53	171	120	145	117	825		
北九州市	0	5	1	2	8	7	8	7	38	78	87	79	77	224	84	124	109	862		
福岡市	5	5	3	1	2	1	0	8	25	79	106	68	96	244	150	167	189	1,099		
合計	405	453	228	212	550	255	305	839	3,247	7,235	10,735	8,173	8,855	25,363	13,076	14,954	16,968	105,359		

資料：精神保健福祉課調査（平成12年6月30日現在）

（注）：政令指定都市は別掲

都道府県名	任意入院患者数									その他入院患者数								
	1ヶ月未満	～3ヶ月未	～6ヶ月未	～1年未満	～5年未満	～10年未	～20年未	20年以上	合計	1ヶ月未満	～3ヶ月未	～6ヶ月未	～1年未満	～5年未満	～10年未	～20年未	20年以上	合計
北海道	663	824	681	831	3,090	1,504	1,371	1,386	10,350	26	11	10	8	30	24	25	135	269
青森県	237	315	190	217	765	431	484	629	3,268	18	15	4	5	6	3	2	1	54
岩手県	183	292	249	266	971	608	575	452	3,596	0	0	0	0	0	0	2	0	2
宮城県	156	229	191	213	725	438	363	322	2,637	0	1	0	0	1	1	0	0	3
秋田県	194	226	183	226	848	457	414	502	3,050	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山形県	233	296	169	257	645	304	254	232	2,390	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福島県	289	340	269	335	1,412	843	945	1,003	5,436	13	26	18	20	12	10	6	1	106
茨城県	201	242	233	317	1,293	865	1,091	1,259	5,501	3	3	2	4	15	6	4	2	39
栃木県	135	167	136	172	656	460	607	680	3,013	4	2	7	17	27	8	0	0	65
群馬県	194	184	151	242	758	553	521	468	3,071	0	0	0	0	0	0	0	0	0
埼玉県	397	672	636	788	1,854	951	851	898	7,047	2	1	2	5	22	50	74	174	330
千葉県	361	544	437	461	1,795	1,042	1,178	962	6,780	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東京都	1,264	1,559	1,143	1,331	4,546	2,212	2,031	2,144	16,230	64	65	41	56	100	22	30	12	390
神奈川県	243	353	261	329	1,129	556	421	324	3,616	0	0	0	0	0	4	0	0	4
新潟県	205	263	191	216	883	570	560	636	3,524	2	2	0	0	0	0	1	0	5
富山県	114	127	74	111	495	274	283	333	1,811	0	0	0	0	0	0	0	0	0
石川県	150	145	118	154	633	333	351	419	2,303	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福井県	118	134	78	130	411	274	306	284	1,735	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山梨県	114	97	58	64	379	235	313	290	1,550	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長野県	300	335	221	253	955	576	515	673	3,828	1	0	0	0	0	0	0	0	1
岐阜県	153	176	149	171	652	506	509	475	2,791	0	0	0	0	0	0	0	0	0
静岡県	303	324	278	330	1,083	679	785	659	4,441	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛知県	362	430	369	462	1,645	985	904	671	5,828	5	17	20	15	33	39	28	108	265
三重県	196	290	220	374	815	558	592	731	3,776	1	1	0	0	0	1	0	0	3
滋賀県	86	87	72	83	328	188	192	304	1,340	0	0	0	0	0	0	0	0	0
京都府	66	184	136	136	526	286	276	313	1,923	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪府	783	1,040	768	957	3,767	1,923	1,539	1,233	12,010	8	11	9	4	61	87	124	154	458
兵庫県	238	287	316	350	1,379	882	758	653	4,863	0	6	5	18	100	84	5	0	218
奈良県	54	61	55	72	240	181	156	206	1,025	0	0	0	0	2	0	0	0	2
和歌山県	56	82	75	92	375	194	216	291	1,381	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鳥取県	78	100	88	102	305	166	163	166	1,168	0	2	3	4	10	1	1	0	21
島根県	133	137	79	113	373	188	155	274	1,452	17	21	13	16	49	8	4	0	128
岡山県	296	346	289	345	891	537	462	451	3,617	20	17	10	16	39	19	5	1	127
広島県	263	334	282	312	1,279	575	494	522	4,061	4	7	3	3	3	13	6	0	39
山口県	137	210	217	230	955	500	430	515	3,194	0	10	0	0	0	0	0	0	10
徳島県	129	165	112	197	777	545	466	557	2,948	0	1	0	0	2	0	1	0	4
香川県	148	188	178	201	765	477	519	631	3,107	0	1	0	0	0	0	0	0	1
愛媛県	195	204	206	201	703	428	399	435	2,771	1	0	0	0	0	2	0	0	3
高知県	139	169	144	179	641	373	381	342	2,368	6	7	8	11	44	3	3	1	83
福岡県	434	599	568	795	2,500	1,402	1,388	1,178	8,864	39	47	42	44	130	44	15	8	369
佐賀県	167	189	186	278	849	429	387	407	2,892	5	10	12	14	30	11	6	0	88
長崎県	244	302	300	421	1,667	1,038	1,083	1,081	6,136	4	14	6	4	11	2	0	0	41
熊本県	339	382	332	406	1,349	788	711	819	5,126	1	0	0	0	0	0	0	0	1
大分県	0	421	254	307	1,137	552	445	425	3,541	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮崎県	266	346	250	347	1,283	750	614	704	4,560	2	0	0	2	1	2	0	0	7
鹿児島県	230	362	337	402	1,759	1,020	1,059	1,070	6,239	2	2	1	2	5	3	0	0	15
沖縄県	202	330	251	328	1,392	678	603	275	4,059	3	4	1	1	0	0	0	0	9
札幌市	342	376	317	387	1,407	638	472	381	4,320	1	5	26	11	29	26	85	146	329
仙台市	63	104	107	114	302	106	128	162	1,086	0	0	0	0	0	0	0	0	0
千葉市	47	48	33	40	138	89	105	175	675	0	0	0	0	0	1	0	0	1
横浜市	168	216	156	162	641	265	223	216	2,047	0	0	0	0	0	0	0	0	0
川崎市	113	112	53	80	206	123	140	119	946	0	0	0	0	0	0	0	0	0
名古屋市	173	235	189	215	801	443	440	383	2,879	0	0	0	0	0	0	0	0	0
京都市	150	179	154	204	929	444	335	286	2,681	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪市	41	83	27	11	22	12	3	3	202	0	0	0	0	0	1	0	0	1
神戸市	147	222	152	151	664	353	303	249	2,241	0	0	0	0	0	0	0	0	0
広島市	137	205	133	126	473	292	230	191	1,787	26	16	1	0	0	0	0	0	43
北九州市	198	248	204	149	959	417	459	314	2,948	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福岡市	202	255	178	245	872	414	357	288	2,811	5	0	1	1	11	4	1	0	23
合計	13,229	17,372	13,883	16,988	61,092	33,910	32,315	32,051	220,840	283	325	245	281	773	479	428	743	3,557

資料：精神保健福祉課調査（平成12年6月30日現在）

（注）政令指定都市は別掲

「その他の入院患者」とは、措置入院、医療保護入院又は任意入院以外の患者を指す

都道府県名	在院患者数								
	1ヶ月未満	～3ヶ月未	～6ヶ月未	～1年未満	～5年未満	～10年未	～20年未	20年以上	合計
北海道	896	1,094	880	1,060	3,629	1,910	1,838	2,006	13,313
青森県	343	447	279	301	979	566	590	733	4,238
岩手県	267	405	327	330	1,199	728	747	596	4,599
宮城県	222	328	264	284	928	538	443	415	3,422
秋田県	291	364	288	350	1,127	593	580	685	4,278
山形県	322	401	237	344	820	388	347	342	3,201
福島県	462	535	419	512	1,845	1,114	1,253	1,517	7,657
茨城県	343	433	358	479	1,700	1,062	1,325	1,564	7,264
栃木県	275	355	270	349	1,128	758	941	1,077	5,153
群馬県	311	344	258	369	1,165	842	896	1,004	5,189
埼玉県	680	1,190	1,013	1,179	2,952	1,544	1,604	1,926	12,088
千葉県	649	928	760	801	2,743	1,503	1,691	1,408	10,483
東京都	2,128	2,792	1,892	1,991	6,279	2,933	2,764	2,863	23,642
神奈川県	499	711	572	619	1,959	922	758	602	6,642
新潟県	440	628	437	532	1,821	990	1,014	1,234	7,096
富山県	239	355	171	250	911	450	478	570	3,424
石川県	264	311	233	291	994	493	536	665	3,787
福井県	180	214	129	176	520	337	352	345	2,253
山梨県	205	157	130	136	535	318	419	470	2,370
長野県	393	447	299	337	1,212	707	658	1,003	5,056
岐阜県	248	286	266	274	916	649	702	761	4,102
静岡県	470	558	483	482	1,492	902	1,104	1,054	6,545
愛知県	524	670	566	691	2,287	1,406	1,389	1,202	8,735
三重県	263	397	310	480	1,103	719	739	936	4,947
滋賀県	153	197	145	152	521	270	296	429	2,163
京都府	111	265	192	185	693	358	369	433	2,606
大阪府	1,250	1,728	1,298	1,534	5,566	2,763	2,568	2,173	18,880
兵庫県	401	533	489	498	2,082	1,366	1,285	1,236	7,890
奈良県	155	177	182	269	649	402	336	455	2,625
和歌山県	111	156	121	153	545	312	454	633	2,485
鳥取県	94	184	138	156	435	238	242	229	1,716
島根県	214	270	179	229	663	286	224	394	2,459
岡山県	443	527	443	522	1,347	754	680	686	5,402
広島県	425	584	447	497	1,881	853	748	835	6,270
山口県	258	431	417	451	1,717	877	840	1,124	6,115
徳島県	165	213	156	256	1,035	709	688	883	4,105
香川県	196	280	231	245	909	559	613	730	3,763
愛媛県	296	366	333	316	1,072	674	725	830	4,612
高知県	224	286	230	278	943	514	531	498	3,504
福岡県	740	1,016	949	1,215	3,746	1,926	1,935	1,671	13,198
佐賀県	250	359	331	430	1,161	581	561	591	4,264
長崎県	313	437	450	595	2,111	1,272	1,328	1,436	7,942
熊本県	542	661	540	680	2,128	1,221	1,226	1,558	8,556
大分県	0	623	381	436	1,529	803	774	864	5,410
宮崎県	340	416	311	438	1,625	908	827	996	5,861
鹿児島県	363	617	597	637	2,595	1,467	1,649	1,772	9,697
沖縄県	338	491	383	456	1,767	822	784	383	5,424
札幌市	526	588	542	609	2,089	1,014	907	885	7,160
仙台市	111	173	172	192	425	153	168	199	1,593
千葉市	138	158	75	103	291	197	185	308	1,455
横浜市	335	491	358	394	1,358	524	482	458	4,400
川崎市	150	138	82	104	291	170	215	170	1,320
名古屋市	272	364	282	325	1,192	685	756	753	4,629
京都市	217	324	218	312	1,203	618	417	352	3,661
大阪市	43	99	33	14	24	13	3	3	232
神戸市	252	357	252	279	964	541	522	426	3,593
広島市	245	320	197	188	657	421	380	315	2,723
北九州市	276	340	284	228	1,191	508	591	430	3,848
福岡市	291	366	250	343	1,129	569	525	485	3,958
	21,152	28,885	22,529	26,336	87,778	47,720	48,002	50,601	333,003

資料：精神保健福祉課調査（平成12年6月30日現在）

（注）：政令指定都市は別掲

⑥ 入院患者の状況調査

疾病別 患者数

病名	人数	構成割合(%)
合計	232,193	100.0
アルツハイマー病の痴呆	11,729	5.1
血管性痴呆	15,894	6.8
上記以外の症状性を含む器質性精神障害	10,146	4.4
アルコール使用による精神および行動の障害	11,047	4.8
覚醒剤使用による精神および行動の障害	615	0.3
上記以外の精神作用物質使用による精神および行動の障害	559	0.2
統合失調症、統合失調症型障害および妄想性障害	147,737	63.6
気分(感情)障害	13,233	5.7
神経症性障害、ストレス関連障害および身体表現性障害	3,619	1.6
生理的障害および身体的要因に関連した行動症候群	329	0.1
成人の人格および行動の異常	1,656	0.7
精神遅滞	8,353	3.6
心理的発達の障害	188	0.1
小児期および青年期に通常発症する行動および情緒の障害および特定不能の精神障害	347	0.1
てんかん(症状性てんかんを除く)	4,219	1.8
その他	2,522	1.1

入院期間別 精神症状・能力障害別 患者数 (注)

入院期間	精神症状		3	4~6	計	
	1	2				
0~1年未満	1	3,103人 (5.2%)	9,457人 (15.8%)	5,087人 (8.5%)	32,322人 (54.2%)	59,718人 (100.0%)
	2					
	3	1,489人 (2.5%)		8,260人 (13.8%)		
	4~5					
0~3年未満	1	4,110人 (4.0%)	14,111人 (13.7%)	8,060人 (7.8%)	59,888人 (58.2%)	102,972人 (100.0%)
	2					
	3	2,505人 (2.4%)		14,298人 (13.9%)		
	4~5					
0~5年未満	1	4,725人 (3.7%)	16,718人 (13.2%)	9,731人 (7.7%)	74,796人 (59.1%)	126,641人 (100.0%)
	2					
	3	3,049人 (2.4%)		17,624人 (13.9%)		
	4~5					
5年以上	1	2,521人 (2.4%)	11,708人 (11.2%)	8,296人 (8.0%)	63,582人 (61.0%)	104,313人 (100.0%)
	2					
	3	2,147人 (2.1%)		16,059人 (15.4%)		
	4~5					
全体	1	7,269人 (3.1%)	28,511人 (12.3%)	18,065人 (7.8%)	138,566人 (59.9%)	231,360人 (100.0%)
	2					
	3	5,205人 (2.2%)		33,744人 (14.6%)		
	4~5					

資料：日本精神科病院協会「日精協マスタープラン調査」（平成14年12月10日速報）

- (※) 回収状況
- ・日本精神科病院協会会員病院数 1,217病院
 - ・回答数 994病院
 - ・確認数 979病院

(注)：「精神症状(1~6)」及び「能力障害(1~5)」の定義については、(別紙)参照

(別紙)

日精協マスタープランにおける、「精神症状」及び「能力障害」について

○精神症状

1	症状がまったくないか、あるいはいくつかの軽い症状が認められるが日常生活の中ではほとんど目立たない程度である。
2	精神症状は認められるが、安定化している。意思の伝達や現実検討も可能であり、院内の保護的環境ではリハビリ活動等に参加し、身辺も自立している。通常の対人関係は保っている。
3	精神症状、人格水準の低下、痴呆などにより意思の伝達や現実検討にいくらかの欠陥がみられるが、概ね安定しつつあるか、または固定化されている。逸脱行動は認められない。または軽度から中等度の残遺症状がある。対人関係で困難を感じることもある。
4	精神症状、人格水準の低下、痴呆などにより意思の伝達か判断に欠陥がある。行動は幻覚や妄想に相当影響されているが逸脱行動は認められない。あるいは中等度から重度の残遺症状（欠陥状態、無関心、無為、自閉など）、慢性的幻覚妄想などの精神症状が遷延している。または中等度のうつ状態、そう状態を含む。
5	精神症状、人格水準の低下、痴呆などにより意思の伝達に粗大な欠陥（ひどい滅裂や無言症）がある。時に逸脱行動が見られることがある。または最低限の身辺の清潔維持が時に不可能であり、常に注意や見守りを必要とする。または重度のうつ状態、そう状態を含む。
6	活発な精神症状、人格水準の著しい低下、重度の痴呆などにより著しい逸脱行動（自殺企図、暴力行為など）が認められ、または最低限の身辺の清潔維持が持続的に不可能であり、常時厳重な注意や見守りを要する。または重大な自傷他害行為が予測され、厳重かつ持続的な注意を要する。しばしば隔離なども必要となる。

○能力障害

1	精神障害を認めるが、日常生活および社会生活は普通にできる。
2	精神障害を認め、日常生活または社会生活に一定の制限を受ける。
3	精神障害を認め、日常生活または社会生活に著しい制限を受けており、時に応じて援助を必要とする。
4	精神障害を認め、日常生活または社会生活に著しい制限を受けており、常時援助を要する。
5	精神障害を認め、身の回りのことはほとんどできない。